

令和 2 年5月14日

熊本市長 大西 一史 様

熊本市議会新型コロナウイルス感染症対策会議会長
熊本市議会議長 倉重 徹

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言

本市では2月 21 日に感染患者が確認されて以降、市民の生命・財産を守ることを最優先に、感染拡大防止の緊急対策や地域経済への影響を最小化する取組を進めてきた。

この間、政府による 7 都府県を対象とした「緊急事態宣言」に先駆け、本市は不要不急の外出を自粛するよう市民に呼び掛けてきたほか、4月 16 日に「緊急事態宣言」の対象地域が全国に拡大した際には、事業者や市民が抱える不安等に必要な対策を講じていくメッセージを発信してきた。

医療従事者の献身的な努力をはじめ、市民や事業者が社会活動を自粛した成果が見え始める一方で、地域経済においては経営危機に陥っている事業者も多く、早急な資金繰り支援が強く求められている。

今後は、5月4日に国が示した「新型コロナウイルス感染症に対する基本的対処方針」に基づき、本市は「3密」(密閉、密集、密接)を徹底的に避け、手洗いや人と人の距離を確保し、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の普及と、社会経済活動の両立を図ることになる。

このことから、熊本市議会は、かつて経験したことのない国家的な危機に当たり、国、県、関係団体と緊密な連携を図り、全力を挙げて新型コロナウイルス感染の早期収束と、市民生活及び地域経済の維持に向けて取り組む決意である。

よって、以下の事項について、時期を失することなく早急に取り組み、確実に実現されることを強く要請する。

1 感染拡大を予防する「新しい生活様式」の普及

- (1) 行動規制の緩和については慎重に対応し、数的な基準を明確にして市民に徹底を図る等、感染第2波の発生を抑止すること。
- (2) 「新たな生活様式」の実践例等を網羅した「ガイドブック」等を作成するとともに、「市政だより特集号」等にて周知を図ること。
- (3) 飲食店等の段階的な営業再開がスムーズに進むよう、業種ごとのガイドライン等については、その基本的なモデルを本市が示すとともに、部分的な経済支援を行うこと。
- (4) 感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別、風評被害や、高齢者等を対象とした詐欺行為等の実態がある。新型コロナウイルスに関する市民への情報発信や啓発については、テレビやラジオ、市ホームページ等の様々な媒体を活用し、周知に努めること。

2 医療提供体制の確立

- (1) 医療崩壊防止として感染者急増に対する医療提供体制の充実、軽症患者受入れ体制の構築及び、マスコミ等報道対応への支援を行うこと。
- (2) 医療機関の防護服等の備蓄は、県からの配分後も引き続き備蓄数の管理を適正に行い、県等に対して迅速な供給を働きかけていくこと。
- (3) 感染者の医療措置や搬送等に対応する医師・看護師・保健師・消防士などの医療等の従事者に対して、新たな特殊勤務手当を支給すること。
- (4) 本市の PCR 検査数は、民間検査機関との連携によって、1日の検体数を最大120検体まで拡充したものの、必要とされる検査が行える体制を検討しておくこと。

3 緊急経済対策

- (1) 感染症による地域経済への影響を最小限化し、早期に成長軌道に回復するため、感染症が収束し、停滞する経済活動が再生するまでは、飲食・宿泊、小売、サービスなどを中心に、事業継続できるよう徹底した資金繰り対策を行うこと。

- (2)雇用調整助成金については、申請内容が煩雑で受給までの期間が長いなどの理由により、相談件数に対して助成金申請は4%程度に留まっている。窓口相談体制の強化を図るとともに、国へ手続きの簡素化を強く要望すること。その一方で、長期間の休業を余儀なくされている労働者への安定的な生活収入を迅速に確保するために、「みなし失業」の雇用保険特例措置を国へ要望すること。
- (3)熊本市緊急家賃支援金については、対象業種が限定されており、支援は1カ月の家賃の1回のみとなっているが、収入が大幅に減少した事業者に対する固定費を支援するという観点から、全ての業種を対象とし、中期的な期間を支えるなど、制度の拡充を再検討すること。
- (4)持続化給付金については、対象となる事業者への給付が迅速に行われるよう、事前の周知を徹底すること。また、事業者の手続きが極力簡素化されることも肝要であり、オンライン申請が困難な事業者へのサポートセンターを設置すること。
- (5)地域経済への影響額について、実態の把握に努めるとともに、今まさに事業者が必要とする取組を大胆かつ果敢に実施すること。

4 「3密」を回避する避難所運営

豪雨や台風などが頻発する季節を間近に控え、新型コロナウイルス感染症と自然災害が同時に重なる事態への対応は喫緊の課題である。

国からの通知、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応」(令和2年4月1日付け)を踏まえ、避難所運営の抜本的な見直しを行うとともに、感染症対策に万全を期すこと。

5 児童・生徒に対する学びの環境整備

- (1)小中学校の休校の延長に伴い、遠隔授業が実施されているが、iPad等のIT機器不足や家庭環境のあり方等によっては、児童・生徒への教育の格差が懸念される。児童や家庭の実態に応じた、きめの細かい対応ができるように環境整備等を行い、すべての児童・生徒に対しての教育を保障すること。
- (2)感染症に関する危機管理を学校任せにすることなく、絶えず現状を把握したうえで、教職員に過度な負担が生じないように、学校現場の支援を徹底すること。

6 財源の確保

本年度に予定していた全事業の精査を行い、不要不急の事業については、中止または延期することで、新型コロナウイルス感染症に対する財源を確保すること。